

平成 27 年 3 月 2 日
大 阪 府

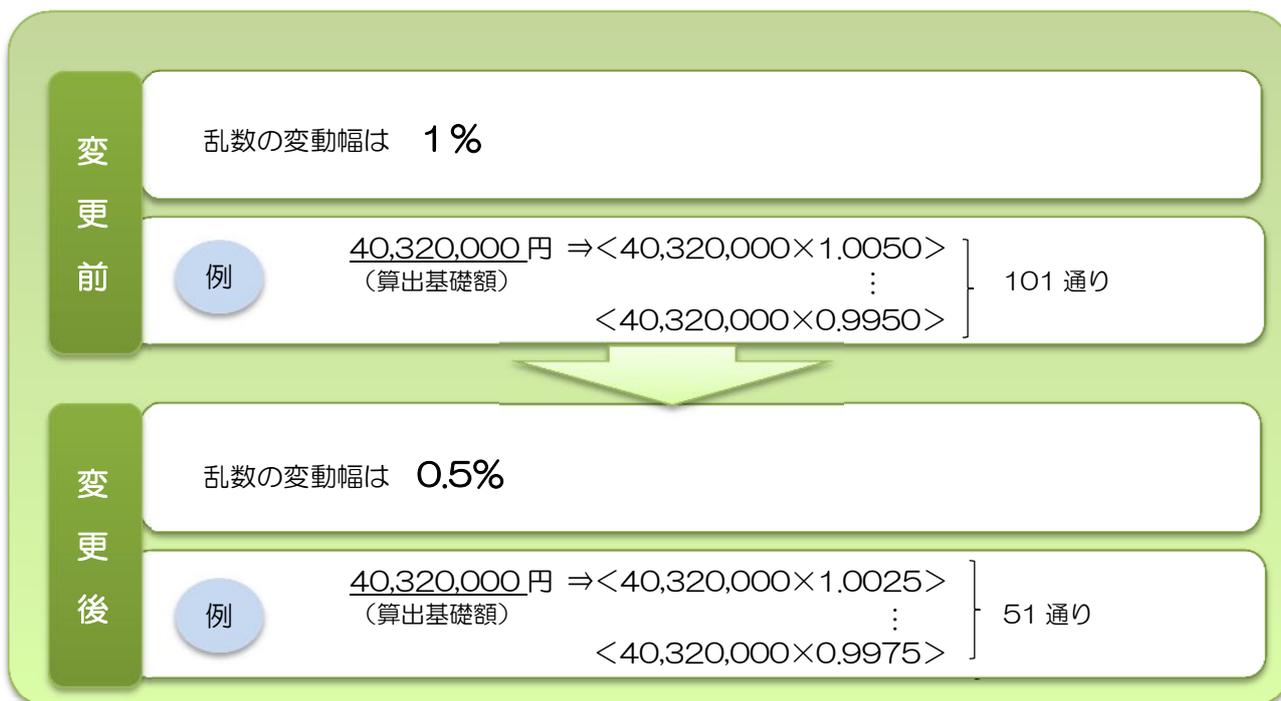
ランダム係数処理の変更について

大阪府では、建設工事等の入札における「予定価格」、「低入札価格調査基準価格」、「失格基準価格」、「最低制限価格」及び「特別重点調査基準価格」の決定にあたり、電子入札システムによるランダム係数処理を行っていますが、平成27年4月1日から、システムによる乱数の発生範囲を下記のとおり変更することとしましたので、お知らせします。

記

1 変更の内容

低入札価格調査基準価格、失格基準価格、最低制限価格及び特別重点調査基準価格について、乱数の発生範囲（変動幅）を1/2に縮小します。



※詳しくは、「[予定価格等のランダム係数処理基準](#)」をご覧ください。

2 適用時期及び適用案件

平成 27 年 4 月 1 日以降に公告する建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務の電子入札案件について適用します。

問い合わせ先
大阪府総務部契約局建設工事課
代表 06-6941-0351 (内線 5332)